



雇用創出・安定化支援に係る

採用・定着促進助成金

電子申請の手引き

(令和3年11月18日現在)

目次

令和3年11月18日現在

○ 電子申請における注意事項	3
○ 用語の定義	4
○ 雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金申請等について	5
1 助成金の目的	5
2 支給要件	5
3 支給額	6
4 手続きの流れ	7
5 申請期間	8
6 支給申請方法等	9
7 支給決定通知	9
8 支給申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更	10
9 現地確認（進捗状況の確認）等について	10
10 実績報告	10
11 支給対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）	11
12 額の確定通知	13
13 助成金の支給	13
14 助成金支給決定の取消し、助成金の返還	13
15 注意事項等	14
○ 提出書類一覧	15
1 支給申請時に提出する書類	15
2 支給申請の撤回・事業実施計画の中止・申請事業主に係る変更が生じた 場合に提出する書類	16
3 実績報告時に提出する書類	17
○ 書類記入例・記入上の注意点等	18
参考 業種（大分類）と日本標準産業分類について	19
日本標準産業分類及び中小企業者の範囲	20

電子申請における注意事項

ご申請の前に必ずお読みください

- この申請の手引きは、電子申請を行う事業者向けに作成しております。電子申請を検討する事業者においては、必ず確認した上で申請を行ってください。
- 雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金では、国（デジタル庁）が提供する電子申請システム「jGrants」（以下、「J グランツ」という。）のほか、郵送でも申請を受け付けます。
- J グランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該システムを通じて行われた申請に対する公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）からの通知等についても、原則として当該システムにより行います。
- J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「G ビズ I D」のアカウント取得が必要です。国（デジタル庁）の審査により I D 発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。なお、アカウントを取得できない場合は、郵送により申請してください。
- 申請企業等の在籍者以外（社会保険労務士や行政書士等）が申請に係る手続きを代行する場合は、郵送により申請してください。

【J グランツ】公式ウェブサイト

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※操作方法等については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」を確認してください。

【G ビズ I D】公式ウェブサイト

<https://gbiz-id.go.jp/>

※取得方法については、画面上部の「マニュアル」>「利用者向けマニュアル」>「法人／個人事業主向けマニュアル」>「G ビズ I D クイックマニュアル gBizID プライム編」を確認してください。

用語の定義

- (1) 事業主とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主のことをいいます。
- (2) 中小企業事業主とは、以下の表に該当する事業主のことをいいます。
 なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分とします。
 詳細は、P. 19、20をご参照ください。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※資本金を持たない事業主は「常時雇用する労働者の数」によって判断します。

（例）個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合

- (3) 事業所とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所（以下「雇用保険適用事業所」という。）によらず、労働者が勤務する事務所（出張所・営業所等を含む。）のことをいいます。
- (4) 正規雇用労働者とは、以下の要件をすべて満たした労働者のことをいいます。
 ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
 イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じであること。
 ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日及び定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (5) 支援期間とは、雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金支給要綱（以下「要綱」という。）第4条による支給対象事業主が同第5条による対象労働者に対して同第6条第1項で定める支援を行う3か月間の期間のことをいいます。
- (6) メンターとは、対象労働者に対し、要綱第6条第1項第4号に定める支援を行うに当たり、選任された指導育成者のことをいいます。
- (7) 採用日とは、対象労働者を雇い入れた日のことをいいます。原則として、雇用保険資格取得日と雇用契約書記載の雇用開始日が一致します。

申請等について

1 助成金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇止め等で離職した者等を、正規雇用労働者として雇用し、計画的な育成計画の策定など、労働者が安定して働き続けられる労働環境整備を行った事業主に対し、助成金を支給することにより、労働者の雇用安定を図ることを目的とします。

2 支給要件

【対象となる事業主】

助成金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号を全て満たしているものとします。

なお、要件を全て満たした場合でも、公益財団法人東京しごと財団理事長が適正と認めない場合は、支給対象とならないことがあります。

- (1) 中小企業事業主であること。
- (2) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
※対象労働者が雇用保険被保険者として登録している雇用保険適用事業所での申請となります。
- (3) 公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が令和3年度以降に実施する雇用創出・安定化支援事業（令和2年度に東京都が実施した雇用安定化就業支援事業を含む）に参加した者を、同事業を受託する事業者から職業紹介を受け、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として採用し、6か月以上雇用していること。
- (4) 支給申請日時点で、対象労働者が在職し、支援可能な状況にあること。
- (5) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、当該雇入れに係る事業所で雇用する労働者を解雇等事業主の都合で離職させていないこと。ただし、次のア、イに該当する場合を除く。
 - ア 当該労働者の責めに帰す理由による解雇
 - イ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- (6) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月31日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (7) 法人住民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人住民税及び個人事業税）の未納がないこと。
なお、未納とは、納付する義務のある者が、定められた期間内に金銭等を納めないことをいいます。
- (8) 支給申請日の前日から起算して5年以内において重大な法令違反等がないこと。
- (9) 労働関係法令について、次のアからケを満たしていること。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、東京都の最低賃金額（特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。
 - エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。

- オ 支給申請日の前日から起算して、過去6か月以内においての時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。
 - カ 令和2年4月1日から支給申請日の前日までの間において、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。（原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要））
 - キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
 - ク 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
 - ケ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (11) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

【対象労働者】

対象労働者は次の各号の全てを満たしているものとする。

- (1) 雇用された日から支援期間終了の日まで、都内の事業所に在籍していること。
- (2) 採用日時点の満年齢が34歳以下または55歳以上であること。
- (3) 財団が令和3年度以降に実施する雇用創出・安定化支援事業（令和2年度に東京都が実施した雇用安定化就業支援事業を含む）に参加した後、同事業を受託する事業者から職業紹介を受け、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として就職した労働者であること。
- (4) 上記（3）の雇用創出・安定化支援事業に参加する前に雇用の内定を受けていないこと。
- (5) 雇用された日の前日から起算して、過去3か年以内において、当該雇入れに係る事業所と雇用関係にないこと。
- (6) 雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条）でないこと。

3 支給額

対象労働者数に応じ、次に定める額を支給します。

対象労働者数	支給額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

※本助成金への申請は1年度につき雇用保険適用事業所ごとに3回を限度とし、1年度の上限額は60万円です。

※同一事業主において、同一の対象労働者には支給決定は1回のみ可能です。

4 手続きの流れ ★（オレンジ色）の部分が事業主の方が本助成金のために行う手続きになります。

雇用創出・安定化支援事業を活用して
対象者を正規雇用労働者として採用後、6か月の定着

★財団へ支給申請書を電子申請にて提出

審査後、財団よりJグランツにて支給決定通知書を添付

★支給対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）

◎3年間の指導育成計画書の策定
※支援期間開始日から1カ月以内に作成

◎メンター（指導育成者）の選任
※支援期間開始日から2週間以内に選任

◎メンターによる指導
※支援期間中3回以上（3日以上）

◎指導育成計画に基づく研修の実施
※支援期間中1回（2時間以上）

※支援期間終了時に支給対象労働者が在籍していること

★実績報告書を電子申請にて提出
※定められた実績報告受付期間内に提出してください。

財団より、Jグランツにて助成金の額の確定通知書を添付

財団が、助成金を振込

5 申請期間

本助成金は、4回の支給申請受付期間及び各回に応じた支援期間、実績報告受付期間が設定されています。

採用後、6か月経過した後、速やかに、下記の支給申請受付期間内に申請を行ってください。予算の範囲を超えた場合は、年度途中であっても申請受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

申請回	支給申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第1回	令和3年 12月1日(水)～12月28日(火)	令和4年 2月1日～4月30日	令和4年 5月2日(月)～5月20日(金)
第2回	令和4年 1月4日(火)～1月31日(月)	3月1日～5月31日	6月1日(水)～6月20日(月)
第3回	2月1日(火)～2月28日(月)	4月1日～6月30日	7月1日(金)～7月20日(水)
第4回	3月1日(火)～3月31日(木)	5月1日～7月31日	8月1日(月)～8月22日(月)

※設定されている支援期間内に取組が実施できない場合や実績報告受付期間に実績報告の提出がない場合は、本助成金を受けられません。

6 支給申請方法等

支給申請書類一式をすべて揃えて、J グランツにある所定の申請フォームから提出してください。

なお、J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「G ビズ ID」アカウント (g Biz ID プライム) の取得が必要です。

デジタル庁のG ビズ ID 運用センターによる審査があり ID 発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。

【J グランツ】公式ウェブサイト <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※操作方法については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」を確認してください。

【G ビズ ID】公式ウェブサイト <https://gbiz-id.go.jp/>

※ID の取得方法については、画面上部の「マニュアル」>「利用者向けマニュアル」>「法人／個人事業主向けマニュアル」>「G ビズ ID クイックマニュアル gBizID プライム編」を確認してください。

※G ビズ ID の発行が間に合わないことに伴う申請期日の猶予は想定しておりません。アカウントを取得できない場合は、郵送により申請してください。

※各回の支給申請受付期間中の締切日の23時59分までにJ グランツによって申請を実施したものを受付します。J グランツでメンテナンス等が発生する場合に備えて、余裕を持って申請してください。なお、来所による持参提出は一切受け付けません。

※書類不備・不足があった場合は、受付できません。

※申請の受信有無に関するお問い合わせには一切応じられません。

◎提出書類：p. 14 「15 注意事項等」

p. 15～16 「1 支給申請時に提出する書類」をご確認ください。

◎「雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金」に関するお問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課 採用定着促進支援担当係

電話 03-5211-1080

●問合せ受付時間/平日 9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末年始は除く)

7 支給決定通知

各回の支給申請受付期間終了後、支給申請に基づき、審査を経て助成金支給の可否を決定します。審査結果は、J グランツにて通知します (支給決定通知書または不支給決定通知書の電子ファイルを添付)。

※審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

8 支給申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更

J グランツにある所定の申請フォームから提出してください。

(1) 支給申請の撤回

支給申請の撤回を行う場合は、右表の撤回届提出期限（**必着**）までに「申請撤回届（様式第5号）」を提出してください。

※撤回を行った場合は、再度申請することができません。

申請回	撤回届提出期限
第1回	1月17日(月)
第2回	2月15日(火)
第3回	3月13日(火)
第4回	4月15日(金)

(2) 事業実施計画の中止

事業実施計画を中止する場合は、速やかに「中止等承認申請書（様式第9号）」を提出してください。

※中止を行った場合は、再度の申請は出来ません。

(3) 申請事業主に係る変更

支給申請後に申請事業主の名称、所在地、代表者のいずれかを変更する場合は、速やかに「申請事業主に係る事項の変更報告書（様式第8号）」及び必要な添付書類を提出してください。

※登記の変更を完了した後、まずGビズIDの登録情報を変更してから、財団まで変更の申請を行ってください。

9 現地確認（進捗状況の確認）等について

(1) 支援事業の進捗状況の確認について

指導育成計画書に基づく支援事業の進捗状況を確認するため、支援期間中に各事業所を訪問させていただく場合があります。

確認にあたっては、申請に携わること担当者（事業主の方）、指導育成を行う職場の方、メンターの方などに、支援事業の進捗状況等についてヒアリングを行うとともに、今後の取組についてお話を伺います。

なお、在籍や勤務状況の確認のため、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、労働条件通知書、雇用保険関係書類、を確認する場合があります。また、訪問ではなく、電話で確認させていただく場合もあります。

(2) 支援期間中におけるご相談について

支援期間中の取組にあたって、ご不明な点がございましたら、採用・定着促進助成金担当までご連絡ください。

(3) 支援期間終了後の確認について

対象者の定着状況など、助成金の実績確認として、実績報告書提出後、アンケートや現地確認をさせていただく場合があります。

10 実績報告

実績報告書（様式第6号及び同別紙1～3）を作成し、書類をすべて揃えて、各回の実績報告受付期間にJグランツにある所定の申請フォームから提出してください。

※**各回の実績報告受付期間中の締切日の23時59分までにJグランツによって申請を実施したものを受付します。**Jグランツでメンテナンス等が発生する場合に備えて、余裕を持って申請してください。なお、**来所による持参提出は一切受け付けません。**

※書類不備・不足があった場合は、受付できません。

※**申請の受信有無に関するお問い合わせには一切応じられません。**

※各回の実績報告受付期間の最終日までに提出がなかった場合は、取組が実施されなかったものとみなします。この場合、助成金は支給されません。

※各書類の記載内容について、電話等で問い合わせることがあります。

※取組期間における取組を実施したとしても、**実績報告書の記載内容の不備や不足、確認書類がない等の場合**は、実績の確定ができず、**不支給となる場合があります。**

◎提出書類：p.17「3 実績報告時に提出する書類」

◎「雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金」に関するお問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課 採用定着促進支援担当係

電話 03-5211-1080

●問合せ受付時間/平日9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始は除く）

11 支給対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）

1 指導育成計画書の策定（p.28）

各職場において個々の対象労働者に即した人材育成を行うため、対象労働者との面談や業務上のやり取りを通じて、今後の業務に必要な資格、勤務にあたって配慮することなどを把握し、3年後の到達目標や、年度ごとの目標及び具体的な育成内容を策定してください。

①対象労働者1人につき、1枚作成してください。

②所属長が対象労働者と必ず面談を行い、対象労働者の了解を得たうえで支援期間開始日から1か月以内に作成してください。

③3年後の到達目標は、対象労働者の状況や今後期待することなども含め、キャリアプランを踏まえて記載してください。

④各年の目標は、数値目標を入れる等、具体的に記載してください。

⑤署名日は面談実施日（支援期間開始から1か月以内）を記入してください。

⑥所属長及び対象労働者は、署名欄に自署してください（原本の提出が必要です）。

※所属長とは、対象労働者が所属する部門の長（対象労働者の人事評価を決定する方）になります。

2 メンターの選任・指導報告書の策定（p.30）

支援期間中に「メンター（指導育成者）」を選任し、対象労働者に対しOJTによる指導を行

い、指導終了後に対象労働者が署名してください。

(1) メンターの選任

①メンターは支援期間開始日より2週間以内を目処に選任してください。

②対象労働者1名に対し、1名のメンターを選任してください。

1人のメンターが、複数の対象労働者を担当することは可能です。

複数のメンターが、1人の対象労働者を担当することは不可とします。

③本助成金におけるメンターとは、職場において、対象労働者の指導・育成を担う上司や先輩社員等のことを指します。このため、メンターと対象労働者は、同一事務所に勤務し、同じ係やグループ、同じフロアに在籍するなど、常にOJTによる指導ができる方を選任してください。

※メンターは、従業員数が少ない事業所においては、代表取締役、取締役等も可とします。

※OJTはOn-the-Job Training（オンザジョブトレーニング）の略称で、実際の現場において、上司や先輩等が指導役となり、実際の業務を行う中で必要な知識や技能を身につけていく指導、教育のことです。

④支援期間中に、対象労働者やメンターが、異動等により異なる事務所に勤務する等、常にOJTによる指導ができなくなった場合は、新たにメンターを選任してください。

(2) メンターによる指導

①メンターは、対象労働者に対して、OJTにより指導を行ってください。

②対象労働者への指導は、対象者の出勤日に合わせて実施してください。

③支援期間中（3か月間）に3回以上（3日以上）実施してください。

④指導内容は、指導の目標、指導内容、目標達成の結果など具体的に記載してください。

(3) 対象労働者による署名

①対象労働者は、メンター選任・指導報告書の内容を最終指導日以降・支援期間中に確認し、対象者署名欄に自署してください。

3 研修実施報告書の作成 (p. 31)

(1) 対象労働者に対して、支援期間中に外部研修又は社内研修を1回以上かつ2時間以上実施してください。

研修は、指導育成計画書における1年目の取組目標にあわせた資格取得、知識・技術等の習得に向けたものとし、実技・座学ともに可能です。

①外部研修

- ・業務に必要な資格取得の講座、技術・技能習得のセミナーなどが対象となります。
- ・長期間にわたる研修でも、支援期間内に受講日が入っていれば対象となります。

②社内研修

- ・資格取得、知識・技術等の習得を目的とした社内での講習会、勉強会又は集合研修に参加させることなどが対象となります。ただし、指導育成計画書の取組内容・育成内容に沿った研修に限ります。定例の会議など通常の業務に付随するものやOJTと同様のもの及び基本的なマナー研修などは対象となりません。
- ・Web等による研修は、一方的に視聴するだけでなく、その場で講師との質疑応答が可能な環境でないと対象になりません。

(2) 研修実施後に、『研修実施報告書』を作成してください。

- ① 『研修実施報告書』は、対象労働者1人につき1枚作成してください。同じ研修に複数名が受講した場合は、対象労働者ごとに作成してください。
- ② 内容が異なる研修を複数回実施した場合は、研修ごとに『研修実施報告書』を作成してください。
- ③ 『対象者の研修受講（実施）目的』は、指導育成計画書の取組目標に合わせて記載してください。「〇〇資格の取得」「マネジメント能力の向上」など具体的に記載してください。
- ④ 『研修計画』には、研修名、研修内容、実施日、社内研修の場合は『講師役職・氏名』、外部研修の場合は『実施機関名』を記載してください。
- ⑤ 研修を2日以上実施した場合は、受講時間数の受講日ごとの内訳を記載してください。
- ⑥ 研修の内容が分かるものとして、研修通知書、パンフレット、テキストの抜粋（写し）のいずれかを添付してください。
- ⑦ 対象労働者は『研修実施報告書』の内容を確認後、最後の研修日以降で支援期間中の日付を記入し、対象者署名欄に自署してください。

ぜひ、外部研修として
ご活用ください！

東京都が実施する**キャリアアップ講習**等も対象となります！

★キャリアアップ講習とは、主に中小企業で働く方を対象とした、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習です。

詳細については下記 URL（TOKYO はたらくネット）をご覧ください。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/zai-shokusha-kunren/carr_up/

1 2 額の確定通知

実績報告書受理後、審査を経て助成額を確定します。

審査結果は、J グランツにて通知します（助成額確定通知書の電子ファイルを添付）。

※審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

1 3 助成金の支給

額の確定通知後、J グランツの実績報告フォームに記載された口座に助成金を振り込みます。

振込完了のご連絡は行いませんので、通帳の記帳等で公益財団法人東京しごと財団振込名義の記載をご確認ください。

※審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

※電子申請では、支払金口座振替依頼書（様式第10号）及び印鑑証明書の提出は不要です。

1 4 助成金支給決定の取消し、助成金の返還

(1) 以下のいずれかに該当した場合は、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことが

あります。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金支給を受けたとき、または受けようとしたとき。
- ② その他助成金の支給の決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又は当助成金要綱に違反したとき。
- ③ 廃業、倒産等により取組事業の実施が客観的に不可能になったとき。
- ④ 支給決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他支給要件を満たさないことが判明したとき。

(2) 助成金の支給決定を取り消した場合において、既に助成事業主に助成金が支払われているときは、期限を定めて返還等をしていただきます。

15 注意事項等

(1) 書類の提出に関する注意事項

- ① 申請に関する各種様式には、すべてGビズID（印鑑証明書）どおりに企業名、代表者名等を記載してください。
- ② 提出書類（電子ファイル含む）の返却や送付依頼には一切応じられませんので、申請企業が必ず申請書類の控え及びバックアップを取って保管してください。
- ③ 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は申請企業の負担となります。
- ④ 申請書類の不備や申請内容に不明な点がある場合、電話等で確認させていただきます。その際、申請内容を説明できる申請企業の担当者の方が対応してください。
- ⑤ 申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認した時点で申請書の「正式受領」となります。
- ⑥ 審査の必要に応じ、本手引きに記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。
- ⑦ 電子申請では、Jグランツの利用規約及びプライバシーポリシーに同意することが必要です。なお、Jグランツのシステム仕様上、社会保険労務士等の代理人による申請代行については不可となります。代理人による申請代行を希望する場合は、郵送により申請してください。

(2) 助成金支給後の注意事項（関係書類の保存等）

助成金に係る全ての関係書類及び帳簿類は、支給決定のあった日の属する年度（4月1日から翌年3月31日）終了後、5年間保存してください。

※令和3年度中に支給決定があった場合には、令和9年3月31日が保存期限となります。

(3) 個人情報の保護について

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日条例第113号）」及びその他の関係法令に基づいて管理します。

書類の提出にあたっては、提出書類に本助成事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応を行った上で提出してください。

提出書類一覧

1 支給申請時に提出する書類

No.	提出書類	部数
【共通】		
●	提出書類 セルフチェックリスト（支給申請時）【p. 21】 ※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認をしてください。	1部 (任意)
1	事業実施計画書兼支給申請書(※1参照)※ <u>雇用保険適用事業所ごとに作成して下さい。</u> ①様式第1号 ②様式第1号内訳	1部 1部
2	誓約書（様式第2号）※すべてのチェック項目にチェック☑を入れてください。 ※代表者氏名は、署名（代表者自筆）としてください。	1部
3	納税証明書 ※申請日時時点で、納期が確定した直近のもの（※2, 3, 4, 7, 8参照） 【法人の場合】①法人住民税、②法人事業税（いずれも都税事務所発行） 【個人の場合】①個人住民税（区市町村発行）、②個人事業税（都税事務所発行） ※法人・個人いずれの場合も①②両方とも必要です。	1部
4	会社概要がわかるもの 【法人の場合】・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（※5参照） ※発行日から3か月以内のもの ・資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類 【個人の場合】・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（※6参照） ・従業員数がわかる書類	各1部
5	対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写し)	1部
6	正規雇用したことがわかる書類(雇用契約書等)(写し)	1部

※1 対象労働者の姓が変更になっている場合は、変更履歴が分かる証明書（運転免許証の写し、雇用保険被保険者氏名変更届など）を提出してください。

※2 申請日時時点で事業年度終了日から1年2カ月と15日後までの発行日が有効となります。
例) 事業年度：令和2年9月1日から令和3年8月31日
納付期限：令和3年10月31日
発行日：令和4年11月15日まで有効

※3 非課税の場合は課税されないことが分かるものを提出してください。
個人事業税が非課税の場合は、確定申告書B(第一表)の写しを提出してください。

※4 申請日時時点で初めての納付期限前の場合は、設立日、決算期、開業日が分かるものとして、次の書類を提出してください。

①法人の場合：法人設立届の写し

②個人事業主の場合：個人事業の開業・廃業等届出書の写し

- ※5 登記上の本店所在地と雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合、登記上の本店との同一性及び事業地での経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。
- ※6 個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合は、賃貸借契約書、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。
- ※7 新型コロナウイルスの影響で申告延長を行っている場合は、以下の書類をご提出ください。
(原則①、近日で納付したため納税証明が発行されない場合は②を提出)
① 納期が直近の納税証明書(申請日時点で、納期が確定した直近のもの)
*申告延長している場合も納付が必ず必要になります。
② 本来の決算期からの納付遅延の理由が新型コロナウイルス感染症であることがわかる書類
(延長申請書・申告書に「新型コロナウイルス感染症による」などの記載があるもの(写し))
- ※8 新型コロナウイルスの影響で納税猶予を受けている場合は、前年度分の納税証明書及び徴収猶予許可通知書(写し)をご提出ください。
*徴収猶予許可通知書の「該当条項」のうち、「(地方税法第15条第1項第5号)地方税法第15条第1項第(4)号に類似する事実があった」にが入っていること。

2 支給申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る変更が生じた場合に提出する書類

(1) 撤回する場合

支給申請後、p.10記載の撤回届提出期限までに申請を撤回する場合は、以下の書類を速やかにご提出ください。

No.	提出書類	部数
1	申請撤回届(様式第5号)	1部

(2) 中止(一部又は全部)する場合

撤回届提出期限の翌日以降に対象労働者の一部又は全員が退職する等で事業実施計画を実施できない又は支援期間中に取組が終了せず計画を中止する場合は、以下の書類を速やかにご提出ください。

No.	提出書類	部数
1	中止承認申請書(様式第9号) ※一部又は全部に○をつけてください。	1部

(3) 変更が生じた場合

支給申請後に事業主の名称、所在地、代表者氏名のいずれかに変更があった場合は、以下の書類を速やかに提出してください。

No.	提出書類	部数
【法人・個人共通】		
1	申請事業主に係る事項の変更報告書(様式第8号)	1部
【法人の場合】		
1	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※発行日から3か月以内のもの	1部
【個人の場合】		

1	代表者の氏名、居住地変更の場合 ※氏名、居住地を変更した場合は変更履歴が分かる証明書(住民票等)を添付してください。	1部
2	個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※事業地の名称、所在地の変更の場合	1部
【個人から法人になった場合（法人成）】		
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し	1部
2	法人設立届の写し	1部
3	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行日から3か月以内のもの	1部

(4) 上記(1)～(3)に共通

No.	提出書類	部数
●	提出書類 セルフチェックリスト（撤回・変更・中止時）【p. 22】 ※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。	1部 (任意)

3 実績報告時に提出する書類

支援期間終了後、各回の実績報告受付期間に以下の書類を提出してください。

No.	提出書類	部数
●	提出書類 セルフチェックリスト（実績報告時）【p. 23】 ※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。	1部 (任意)
1	実績報告書（様式第6号）	1部
2	指導育成計画書（様式第6号別紙1）【対象者全員分】（※1, 2参照）	各1部
3	メンター選任・指導報告書（様式第6号別紙2）【対象者全員分】（※2参照）	各1部
4	研修実施報告書（様式第6号別紙3）【対象者全員分】（※2参照）	各1部
5	研修内容がわかる研修通知書、パンフレット、テキストいずれか一つの抜粋（写し）	1部
6	支援期間開始日を含む月から支援期間終了日を含む月までの出勤簿又はタイムカードの写し【対象者全員分】	1部
7	振込口座の通帳又はキャッシュカード等口座名義人（カタカナ）が記載されているものの写し（通帳の場合は、p. 2～3の見開きページの写し）	1部

※1 指導育成計画書は所属長が必ず対象労働者本人と面談をしてから作成し、面談日（支援期間中の日付）を記載の上所属長署名欄、本人署名欄に自署してください。

※2 指導育成計画書、メンター選任・指導報告書、研修実施報告書は対象労働者1名につき1部ずつ作成してください（支援期間中の日付を記入してください）。対象労働者は内容を確認後、署名欄に自署してください。

書類記入例・記入上の注意点等

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金の提出書類		セルフチェックリスト
(①支給申請時)		2 1
(②撤回・中止・変更時)		2 2
(③実績報告時)		2 3
(様式第1号) 事業実施計画書兼支給申請書		2 4、2 5
(様式第2号) 誓約書		2 6
(様式第6号) 実績報告書		2 7
(様式第6号別紙1) 指導育成計画書		2 8、2 9
(様式第6号別紙2) メンター選任・指導報告書		3 0
(様式第6号別紙3) 研修実施報告書		3 1
(様式第5号) 申請撤回届		3 2
(様式第8号) 申請事業主に係る事項の変更報告書		3 3
(様式第9号) 中止承認申請書		3 4

各様式は、公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課ホームページ及びJ Grantsからダウンロードが可能です。
https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/saiyo-teichaku_r03.html

参考：業種（大分類）と日本標準産業分類について

業種（大分類）は20種類あります。

業種（大分類）	業種の詳細説明
A 農業、林業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290720.pdf
B 漁業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290721.pdf
C 鉱業、採石業、砂利採取業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290722.pdf
D 建設業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290723.pdf
E 製造業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf
F 電気・ガス・熱供給業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290725.pdf
G 情報通信業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290726.pdf
H 運輸業、郵便業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290727.pdf
I 卸売業、小売業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf
J 金融業、保険業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290729.pdf
K 不動産業、物品賃貸業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290730.pdf
L 学術研究、専門・技術サービス業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290731.pdf
M 宿泊業、飲食サービス業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290732.pdf
N 生活関連サービス業、娯楽業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290733.pdf
O 教育、学習支援業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290734.pdf
P 医療、福祉	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290735.pdf
Q 複合サービス事業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290736.pdf
R サービス業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290737.pdf
S 公務（他に分類されるものを除く）	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290738.pdf
T 分類不能の産業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290739.pdf

※ 業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「当社がどの業種に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる以下のホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

統計分類・用語の検索

検索

※ また、以下ホームページの「分類に関する Q&A」には、複数事業を行っている場合の考え方が掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf

日本標準産業分類及び中小企業者の範囲

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19 ゴム製品製造業 ※1
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業 ※2
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
	410 管理・補助的経済活動を行う事業
	411 映像情報制作・配給業
	412 音声情報制作業
	413 新聞業
	414 出版業
	415 広告制作業
	416 映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業
	H 運輸業、郵便業
43 道路旅客運送業	
44 道路貨物運送業	
45 水運業	
46 航空運輸業	
47 倉庫業	
48 運輸に附帯するサービス業	
49 郵便業（信書便事業を除く）	
50 各種商品卸売業	
I 卸売業、小売業	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業

大分類	中分類
J 金融業、保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	68 不動産取引業
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	690 管理・補助的経済活動を行う事業
	691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
	692 貸家業、貸間業
	693 駐車場業
	694 不動産管理業
	70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 ※3
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
O 教育、学習支援業	80 娯楽業
	81 学校教育
P 医療、福祉	82 その他の教育、学習支援業
	83 医療業
	84 保険衛生
Q 複合サービス事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
	86 郵便局
R サービス業	87 協同組合（他に分類されないもの）
	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務
	98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※ 申請書「1. 申請者の概要」において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「自社が何分類に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる下記ホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認ください。お問い合わせは、<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

※ また、下記「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方が掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ※1	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業 ※2、※3	5,000万円以下又は100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下又は50人以下

※1 「ゴム製品製造業の一部」は3億円以下又は900人以下
 ※2 「391 ソフトウェア業及び3921 情報処理サービス業」は、3億円以下又は300人以下。
 ※3 「75 宿泊業」のうち旅館業は、5000万円以下又は200人以下

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金の提出書類 セルフチェックリスト (① 支給申請時)

事業主名 株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号) (例:九段 花)

事前に提出書類を確認し、提出にチェック☑してください。

【提出書類の確認】

チェック日: 令和 年 月 日

No.	名 称	注 意 事 項	提出
【共通】			
1	事業実施計画書兼支給申請書 (様式第1号)	<p>提出日は支給申請受付期間内の日付を記入 ※対象労働者を採用後、6か月経過日以降の日付になっていること</p> <p>事業主の所在地は「GビズID(印鑑証明書)」と同じ表記で記入</p> <p>代表者役職・氏名は「GビズID(印鑑証明書)」と同じ表記で記入</p> <p>個人事業主の名称は屋号又は店舗名等で記入</p> <p>1 事業実施予定期間(支援期間)は、手引8ページの支援期間を記入 ※(例)第1回申請受付期間の場合は、令和4年2月1日～令和4年4月30日</p> <p>4 事業主の概要①事業所の所在地②書類送付先は登記本店または雇用保険適用事業所を記入</p> <p>4 事業主の概要④常用労働者数は企業全体で常時使用する人数を記入</p> <p>4 事業主の概要⑤資本金は 【法人の場合】履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)記載の資本金の額を記入。記載がない場合は、別途資本金の額が分かる書類を提出。その記載されている資本金の額を記入。 【個人事業主の場合】記入不要。</p> <p>4 事業主の概要⑧連絡先は当該事業所の担当者の情報を記入</p> <p>5 雇用保険適用事業所番号は東京労働局管内のものを記入 ※都外の雇用保険適用事業所は今回の助成金支給対象となりません</p> <p>6 正規雇用採用日は雇用保険資格取得日及び雇用契約書記載の雇用開始日と一致していること</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	誓約書 (様式第2号)	<p>日付は申請書と同じ日付を記入</p> <p>事業主の所在地は「GビズID(印鑑証明書)」と同じ表記で記入</p> <p>代表者役職・氏名は「GビズID(印鑑証明書)」と同じ表記で自署</p> <p>個人事業主の名称は屋号又は店舗名等で記入</p> <p>すべての項目にチェック☑を記入 ※すべてのチェック項目を満たしていなければ申請不可</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	納税証明書(原本) 【法人の場合】 ①法人都民税(都税事務所発行) ②法人事業税(都税事務所発行) 【個人の場合】 ①個人都民税(区市町村発行) ※代表者が都内在住の場合は、 居住地の納税証明書 ※代表者が都外在住の場合は、 事業地(都内)の納税証明書 ②個人事業税(都税事務所発行)	<p>申請日時点で、納期が確定した直近のもの(新型コロナウイルスによる猶予等は手引きp16を確認ください) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回提出が必要です。</p> <p>非課税の場合は、課税されないことが分かるもの(※)を提出 ※個人事業税が非課税の場合は「確定申告書B(第一表)」の写しを提出</p> <p>申請日時点で初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日がわかるもの(※)を提出 ※法人の場合は「法人設立届」の写し、個人の場合は「開業届」の写し</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	会社概要がわかるもの 【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)(原本) 【個人の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	<p>登記上の本店所在地と雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合、登記上の本店との同一性及び事業地での経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付</p> <p>発行日から3か月以内のもの(申請日時点で登記されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、毎回提出が必要です。</p> <p>資本金額が5,000万円を超える場合は従業員数がわかる書類</p> <p>申請日時点で届出されているものを提出 個人事業主の開業・廃業等届出書の写しがない場合は事業開始等申告書または雇用保険事業所設置届の写しでも可</p> <p>個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合には、賃貸借契約書、営業許可書等両者の所在地が確認できる書類を添付</p> <p>従業員数がわかる書類</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用)(写し)	写しでの提出	<input type="checkbox"/>
6	正規雇用したことがわかる書類 (雇用契約書等)	写しでの提出	<input type="checkbox"/>

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(2) 支給申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る変更が生じた場合

事業主名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名（屋号）（例：九段 花子（九段美容院）」
財団への支給申請日	□□◆◆年◆◆月◆◆日

【提出書類の確認】

チェック日：令和 年 月 日

(1) 撤回の場合

No.	名 称	注 意 事 項	
【共通】			
1	申請撤回届(様式第5号)	撤回届提出期限(申請の手引きp.10参照)までに対象労働者全員の申請を取り下げる場合に提出 事業主の所在地はGビズID(印鑑証明書)と同じ表記で記入	<input type="checkbox"/>

事前に提出書類を確認し、提出にチェック☑してください。

(2) 中止の場合

No.	名 称	確 認 事 項	提出
【共通】			
1	中止承認申請書(様式第9号)	支給決定後に事業を中止する場合に提出(一部又は全部中止) 事業主の所在地はGビズID(印鑑証明書)と同じ表記で記入	<input type="checkbox"/>

(3) 変更が生じた場合

No.	名 称	確 認 事 項	提出
【法人・個人共通】			
1	申請事業主に係る事項の変更報告書(様式第8号)	変更後の法人登記簿謄本等の表記で記入	<input type="checkbox"/>
【法人】			
1	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	発行日から3か月以内のもの 法人で名称・所在地・代表者氏名が変更になった場合 履歴事項全部証明書で変更履歴が確認できない場合は、前所在地を管轄する法務局が発行する閉鎖事項全部証明書を提出	<input type="checkbox"/>
【個人】			
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(変更)	個人で事業地の名称、所在地が変更になった場合	<input type="checkbox"/>
【個人から法人になった場合(法人成り)】			
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(変更)		<input type="checkbox"/>
2	法人設立届の写し	事業年度が記載されていること	<input type="checkbox"/>
3	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	発行日から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金の提出書類 セルフチェックリスト (③ 実績報告時)

事業主名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号) (例: 九段 花子)
-------------	-------------------------------------

事前に提出書類を確認し、提出にチェック☑してください。

【提出書類の確認】

チェック日：令和 年 月 日

No.	名 称	注 意 事 項	提出
【共通】			
1	実績報告書 (様式第6号)	提出日は実績報告受付期間内の日付を記入	<input type="checkbox"/>
		事業主の所在地はGビズID(印鑑証明書)と同じ表記で記入	<input type="checkbox"/>
		代表者役職・氏名はGビズID(印鑑証明書)と同じ表記で記入	<input type="checkbox"/>
		個人事業主の名称は屋号又は店舗名等で記入	<input type="checkbox"/>
		「1 実績報告額」の誤りは不可 ※支給決定額より実績報告額が減額になった場合は、中止承認申請書(様式第9号)の提出が必要	<input type="checkbox"/>
		「2 支援期間中の対象労働者の勤務状況」の支援期間は、手引8ページの支援期間を記入 ※(例)第1回申請受付期間の場合は、令和4年2月1日～令和4年4月30日	<input type="checkbox"/>
		支給申請時から対象労働者の姓が変更になっている場合には、変更履歴が分かる証明書を添付 ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写し等	<input type="checkbox"/>
2	指導育成計画書(様式第6号別紙1) 【対象者全員分】	対象労働者1人につき、1枚作成すること	<input type="checkbox"/>
		支援期間開始日から1か月以内に作成すること	<input type="checkbox"/>
		所属長が対象労働者本人と面談を行った上で作成し、必ず所属長、対象労働者両者が自署すること	<input type="checkbox"/>
		署名日は面談実施日(支援期間開始日から1か月以内の日付)を記入すること(署名)	<input type="checkbox"/>
3	メンター選任・指導報告書(様式6号別紙2) 【対象者全員分】	対象労働者1人につき、1枚作成すること	<input type="checkbox"/>
		指導報告については、それぞれ指導した日ごとに詳細を記載(支援期間中3回以上かつ3日以上実施)	<input type="checkbox"/>
		対象労働者本人が署名欄に自署すること	<input type="checkbox"/>
		署名日はメンター指導日の最終日以降で支援期間中の日付を記入	<input type="checkbox"/>
4	研修実施報告書(様式6号別紙3) 【対象者全員分】	対象労働者1人につき1枚作成すること(同じ研修を受講していたとしても、1枚にまとめないよう注意)	<input type="checkbox"/>
		対象労働者本人が署名欄に自署すること	<input type="checkbox"/>
		署名日は研修実施日以降で支援期間中の日付を記入	<input type="checkbox"/>
5	研修内容が分かる研修通知書又はパンフレット又はテキストの抜粋(写し)		<input type="checkbox"/>
6	支援期間開始日を含む月から支援期間終了日を含む月までの出勤簿又はタイムカードの写し 【対象者全員分】		<input type="checkbox"/>
7	振込口座の通帳又はキャッシュカード等口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写し	通帳の場合、p2～3の見開きページの写しになっていること。	<input type="checkbox"/>

提出日は支給申請受付期間内の日付を記入してください。
 ※対象労働者を採用後、6か月経過日以降の日付になるようにしてください。

様式第1号（第8条関係）

令和●年●月●日

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

事業主の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号

GビズID（印鑑証明書）と同じ表記で記入してください。【法人・個人共通】
 ※個人の場合、「名称」は屋号を記入してください。

事業主の名称 株式会社東京サービス
 代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金
 事業実施計画書兼支給申請書

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金（
 要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

手引8ページの支援期間を記入してください。
 (例)第1回申請受付期間の場合
 令和4年2月1日から令和4年4月30日まで

1 事業実施予定期間（支援期間）

令和4年2月1日から

令和4年4月30日まで

2 事業実施計画

対象労働者数

1人 2人 3人以上

3 助成金支給申請額

金 200,000 円

(助成金支給申請額の内訳)

対象労働者数	金額	支給申請額
1人	20万円	200,000円
2人	40万円	
3人以上	60万円	

4 事業主の概要

① 事業所の所在地	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号					
	〒 - 同上					
② 書類送付先 (①と異なる場合に記入)	同上					
③ ①での申請回数 (今年度、既に申請した回数)	0回 (計0人)	④ 常用労働者数	50人	⑤ 資本金	1,000万円	
⑥ 業種 (※)	大分類 7桁コード	G	大分類 (業種名)	情報通信業		
	中分類 数字	415	中分類 (業種名)	広告制作業		
	本助成金支給要綱第3条に定める 中小企業者に該当しますか <input checked="" type="checkbox"/> (P.18,19で確認のうえチェックしてください)			⑦ 事業内容	広告の提案や企画デザイン、 印刷物の手配	
⑧ 連絡先	所属	総務部総務課			氏名	東京 次郎
	電話番号 (所属) ※必須	03-XXXXX-XXXXX				
	電話番号 (携帯) ※任意	090-XXXXX-XXXXX				
	メールアドレス ※必須	△△●●@×××.◆◆◆				

企業全体で常時使用する人数を記入してください。常時使用する従業員とは「あらかじめ解雇予告を必要とする者（労働基準法第20条）」をいいます。

登記本店または雇用保険適用事業所を記入してください。(提出代行者宛は不可)

当該事業所の担当者の情報を記入してください。(提出代行者ではありません。)

※日本標準産業分類及び中小企業者の範囲に基づき、アルファベットと数字、業種名を記入してください。(p.19・20 参照)

様式第1号内訳(第8条関係)

申請書は雇用保険適用事業所ごとに作成して下さい。

5 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号	1	3	0	1	-	1	2	3	4	5	6	-	7
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

採用された日から姓が変更になっている場合は記入してください。
また、変更履歴が確認できる書類等を添付してください。

氏名	九段 花子			
正規雇用採用日時点の満年齢	32 歳			
正規雇用採用日	2021年6月1日			
	申請日時点で正規雇用した日から6か月経過していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> (←確認の上チェック)			
正規雇用採用日時点	所属事業所所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
申請日時点	所属事業所所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

確認の上必ずチェックを入れてください。

6 対象労働者ごとの情報

(1)

氏名	(旧姓)			
正規雇用採用日時点の満年齢	歳			
正規雇用採用日	年 月 日			
	申請日時点で正規雇用した日から6か月経過していますか。 <input type="checkbox"/> (←確認の上チェック)			
正規雇用採用日時点	所属事業所所在地	東京都	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
申請日時点	所属事業所所在地	東京都	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

対象労働者が2名以上いる場合、続けて記入してください。

(2)

氏名	(旧姓)			
正規雇用採用日時点の満年齢	歳			
正規雇用採用日	年 月 日			
	申請日時点で正規雇用した日から6か月経過していますか。 <input type="checkbox"/> (←確認の上チェック)			
正規雇用採用日時点	所属事業所所在地	東京都	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
申請日時点	所属事業所所在地	東京都	派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(3)

(注意事項)

※採用日以降、対象労働者の姓が変更になっている場合は、旧姓を記入し変更履歴が分かる証明書を添付してください。
※対象労働者が雇用保険被保険者として登録している雇用保険適用事業所での申請となります。

様式第2号（第8条関係）

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

すべての項目にチェック☑が必要です。

・固定残業代制を採用していない場合も
チェック☑してください。
・みなし労働時間制を採用していない場合も
チェック☑してください。

誓約書

私は、雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金支給要綱（以下、「支給要綱」という。）の規定に基づく助成金の支給申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄に☑チェックしてください。）

- ☑ 支給要綱第3条（2）に定める中小企業事業主であることを誓約します。（申請の手引きP3参照）
- ☑ 対象労働者については、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が令和3年度以降に実施する「雇用創出・安定化支援事業」（令和2年度に東京都が実施した雇用安定化就業支援事業を含む）に参加した者を、同事業を受託する事業者から職業紹介を受け、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として採用し、6か月以上継続して雇用していることを誓約します。
- ☑ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、当該雇入れに係る事業所で雇用する労働者を、当該労働者の責めに帰す理由による場合や天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となった場合を除き解雇等事業主の都合で離職させていないことを誓約します。
- ☑ 支給申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等がないことを誓約します。
- ☑ 従業員に支払われる賃金が、東京都の最低賃金額（特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。
- ☑ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- ☑ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないことを誓約します。
- ☑ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であることを誓約します。
- ☑ 支給申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないことを誓約します。
- ☑ 令和2年4月1日から支給申請日の前日までの間において労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していることを誓約します。
 - * 原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。
- ☑ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- ☑ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- ☑ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- ☑ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
 - * 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☑ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁に照会がなされることに同意します。
 - * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ☑ 本助成金の申請に当たって提出する書類はすべて、虚偽がないことを誓約します。
- ☑ 本助成金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ないことを誓約します。
- ☑ 財団から現地確認の依頼、その他審査に必要な事項の検査等があった場合は、対応することを誓約します。
- ☑ 同一の事由で、国及び都からの給付金や助成金を併給していないこと

令和●年●月●日、申請書と同じ日付を記入してください。

代表者氏名は、署名(代表者自筆)としてください。

申請書と同じ表記で記入してください。

事業主の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号
 事業主の名称 株式会社東京サービス
 代表者役職・氏名 代表取締役 東京一郎

実績報告書は、支援期間が終了した翌月の実績報告受付期間内に提出してください。(7頁参照)

様式第6号(第12条関係)

令和●年●月●日

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

提出日は実績報告受付期間内の日付を記入してください。

GビズID(印鑑証明書)と同じ表記をお願いします。

事業主の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号
事業主の名称 株式会社東京サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金 実績報告書

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金(以下「助成金」という。)について、助成金支給要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 実績報告額

金額は、誤りのないようお願いします。
支給決定額より実績報告額が減額になった場合は、中止承認申請書(様式第9号)の提出が必要です。

金 20万円

(実績報告額の内訳)

対象労働者数	金額	実績報告額
1人	20万円	20万円
2人	40万円	
3人以上	60万円	

2 支援期間中の対象労働者の勤務状況

支援期間 令和4年2月1日～令和4年4月30日

手引8ページの支援期間を記入してください。

(例)第1回申請受付期間の場合
令和4年2月1日～令和4年4月30日

	氏名	所属事業所所在地(支援期間末日時点)
1	九段 花子	東京都 千代田区飯田橋三丁目10番3号
2		東京都
3		

支給申請時から姓が変更になっている場合は、変更履歴が分かる証明書を添付してください。

3 連絡先

所属	総務
連絡担当者氏名	東京 次郎
電話番号	03-XXXXX-XXXX
電話番号(携帯)	090-XXXXX-XXXX
メールアドレス	△△●●@XXX.◆◆◆

対象労働者 1 名につき 1 枚提出してください。

様式第 6 号（第 1 2 条関係）別紙 1

面談実施時に所属して
いる事務所を記入

指導育成計画書

事業主の名称	株式会社東京サービス
事業主の所在地 (印鑑証明と同じ)	東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 3 号
対象者の所属する 事業所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目 1 番 1 号 (※面談日時点に所属する事務所)
対象者氏名	九段 花子 支給申請書と同じ対象労働者を記入
勤務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・週 5 日週休完全 2 日制で勤務 ・販売店の目標訪問件数も上がり、顧客との情報交換も良く顧客情報の把握ができるようになっている
採用日	採用日： 令和 3 年 6 月 1 日
現在の業務内容	<p>① 現在の業務内容 △△商品の販売</p> <p>② 業務にあたって必要な資格、求められる能力等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ △△商品の基本的な商品知識 ・ 商品説明、販売ができる接客力
3 年後の 到達目標・内容 ※本人と面談の上、記 載ください。 ※次ページの「3 年目 の取組目標」欄と同じ 内容としてください。	<p>① 担当エリアの損益管理ができるようになる</p> <p>② 後輩のメンターになれるようになる</p> <p>③ 部署の課題を取りまとめ、改善提案ができるようになる</p>
特記事項 (配慮すべき事項など)	

対象労働者に身につけてほしい知識、技術、能力や達成してほしい目標等を具体的に記入します。

支援期間開始日を記入してください。

対象労働者が左記の取組目標を達成するための具体的な育成方法について記入します。また、予定している研修内容についても記入します。

＜支援期間＞ 始日（令和4年2月1日）からの育成にかかる3年間の年次計画

1年目

取組目標	具体的な育成方法
① 商品知識の習得 ② 顧客状況の把握 （販売担当エリア； ○○地域 ③ 販売店の目標訪問件数の達成	① 製品カタログ、マニュアルを使用した社内での研修会 （1回／3ヵ月） ② 販売店カード（納入実績等）メンター同行による顧客訪問 ③ 販売店カード（納入実績等）を使用した訪問件数の日次チェック

2年目

取組目標	具体的な育成方法
① 営業力の強化を図る ② 後輩の指導、教育ができるようになる ③ クレーム対応力をアップする <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content;"> 3年目の取組目標は前頁の3年目の到達目標を記載。 </div>	① ターゲット顧客向け提案型営業の実施（プレゼン資料、POP 広告） ② 受注の成功事例、顧客獲得などの勉強会を後輩と実施する。自身の経験を営業マニュアルに追加して後輩への教育資料を作る。 ③ クレーム事例を一元管理して情報を共有する。その中で対応力を磨きクレームの問題解決マニュアル化を図る。

3年目

取組目標	具体的な育成方法
① 担当エリアの損益管理ができるようになる ② 後輩のメンターになれるようになる ③ 部署の課題をとりまとめ改善提案ができるようになる <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content;"> 面談実施日（支援期間開始日から1ヶ月以内）を記入してください。 </div>	① 会社の決算書から部署の損益を分析し、販売利益率のアップ、返品、経費などコストを削減し損益の改善を図る。 ② 後輩との定期ミーティングを実施し、後輩の話をよく聞き困っている事や悩んでいる事に対しアドバイスする。また、自身の経験やノウハウを参考に当面の目標を設定する。 ③ 部署の予算作成から実績管理までの業務を通し、業務の問題点を抽出し改善提案を実施する。

上記内容について確認しました。

令和4年 2月 2日 （所属・役職） 営業部 営業第一課長

（所属長署名） 飯田橋 八郎

自署してください。
また、「所属・役職」も忘れずに記入してください。

同意しました。

令和4年 2月 2日 （所 属） 営業部 営業第一課

（対象者署名） 九段 花子

面談実施日（支援期間中の日付）を記入してください。

自署してください。

対象労働者1名につき1枚提出してください。

メンターとは、上司や先輩等で、同じ事務所に所属し、対象労働者に指導、助言をしたり、相談を受けたりする方のことです。

様式第6号（第12条関係）別紙2

メンター選任・指導報告書

区分	内容
対象者氏名	九段 花子
選任日	令和4年 2月 10日
メンター氏名 (所属・役職・ 対象者との 関係)	<p>【メンター氏名】 水道橋 二美</p> <p>【所属・役職】 営業部 営業第一課 主任</p> <p>【対象者との関係】 営業部 営業第一課の先輩社員</p>
メンターによる 指導結果	<p>【指導日】 令和4年 2月 16日</p> <p>【指導場所】 営業部 ミーティングルーム</p> <p>【指導内容】 今月訪問する予定の顧客に適した製品のカタログ、仕様書を使い提案する内容について具体的に説明した。</p> <p>【指導日】 令和4年 3月 22日</p> <p>【指導場所】 顧客先 A社応接室</p> <p>【指導内容】 顧客状況の把握として、既存店の顧客へ訪問した時に対象者を帯同させ最近の主力製品の売れ行き、ユーザーの評判・ニーズ等ヒアリングのポイントを指導した。</p> <p>【指導日】 令和4年 4月 21日</p> <p>【指導場所】 営業部 事務室</p> <p>【指導内容】 販売目標の達成に関して、売上管理システムから今年度上期の実績を出して担当エリアの売上高が達成しているかどうかの確認と今後の対応を指導した。</p>

指導は、支援期間中3回以上(3日以上)実施してください。目安として、1か月に1回実施してください。

支援期間開始日から2週間を目安に選任してください。

メンターによる指導は、OJT(On-the-Job Training)です。対象労働者に身につけてほしい知識や技術、能力等について日々の仕事の中でメンターの方が助言、指導を行ってください。研修実施報告書とは異なり、この欄にはその時の助言、指導した内容を具体的に記入してください。(研修とは異なるので注意してください)

最後の指導日以降で支援期間中の日付を記入してください。

※指導は支援期間内で3回以上(3日以上)実施してください。上記内容のとおり指導を受けました。

対象労働者が自署してください。

令和4年 4月 21日 (対象者署名) 九段 花子

対象労働者 1 名につき 1 枚提出してください。

支援期間中に外部研修又は社内研修を 1 回以上かつ
2 時間以上実施してください。
この報告書には実施した研修の内容を具体的に記入
してください。

様式第 6 号（第 1 2 条関係）別紙 3

研修実施報告書

区分	内 容
対象者氏名	九段 花子
対象者の 研修受講 (実施) 目的	営業職としての心構え、商品知識の習得、営業の基本の再認識と倫理規定 に沿った行動基準を習得するため
研修計画	【研修名】 初心者向け営業研修 【講師役職・氏名（※社内研修の場合記入してください。）】 【実施機関名（※外部研修の場合記入してください。）】 株式会社都庁エデュケーション 【研修の内容】 新任営業から営業 2～3 年目を対象に営業職としての心構え、営業の 基本習得、ケーススタディによるロールプレイング実践 【実施日】 令和 4 年 3 月 2 日（水）～ 令和 4 年 3 月 3 日（木） 【実施場所】 東京都千代田区 x x x x
対象者の 研修受講結果	【受講日】 令和 4 年 3 月 2 日（水）～ 令和 4 年 3 月 3 日（木） 【受講時間数(※2 日以上受講した場合は時間の内訳を記載してください。)] 12 時間（内訳：) 【受講場所】 東京都千代田区 x x x x
備考	

※研修内容が分かる研修通知、パンフレット、テキストのいずれかを添付してください。

※内容が異なる研修を複数回実施した場合は、別様式で提出してください。

※研修は支援期間内に 2 時間以上実施してください。

上記内容のとおり研修を受講しました。

対象労働者が自署してください。

令和 4 年 3 月 3 日（対象者署名） 九段 花子

研修日以降で支援期間中の日付を
記入してください。

p.10 記載の撤回届提出期限までに申請した対象労働者全員を対象外とし、申請を取り下げる場合に提出してください。

様式第 5 号（第 10 条関係）

令和●年●月●●日

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

提出日を記入してください。

G ビズ ID（印鑑証明書）と
同じ表記をお願いします。

事業主の所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 3 号
事業主の名称	株式会社東京サービス
代表者役職・氏名	代表取締役 東京 一郎

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金
申請撤回届

支給申請書と同じ日付を記入してください。

令和●年●月●●日付申請書により申請を行った雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金について、雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金支給要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり申請の撤回を申請します。

記

申請を撤回する理由を具体的に記入してください。

1 申請撤回理由

支給期間開始日までに対象労働者〇〇〇〇、●●●●への支援体制が整わないため。

※支給決定後に助成金の申請を取り止める場合には、本様式は使用せず、中止承認申請書（様式第 9 号）を速やかに提出してください。

支給申請後に申請事業主に係る変更をする場合速やかに提出してください。

提出日を記入してください。

様式第8号（第18条関係）

令和●年●●月●●日

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

変更後のGビズID（印鑑証明書）と同じ表記をお願いします。

事業主の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号
事業主の名称 株式会社東京サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

支給申請書の日付を記入してください。

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金
申請事業主に係る事項の変更報告書

令和●年●月●●日付で公益財団法人東京しごと財団理事長に申請した雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金について、申請事業主に係る事項（名称、所在地、代表者等）を下記のとおり変更したので、雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金支給要綱第18条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

変更前

代表取締役 東京 一郎

変更後

代表取締役 東京 太郎

所在地が変更になった場合は、郵便番号も記入してください。

2 変更理由

令和○年○月○○日付で代表者が変更

【添付書類】 変更内容により、以下の書類を添付してください。

(1) 法人の場合

- 名称、所在地、代表者氏名のいずれかの変更の場合
・ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）〔原本1通（発行後3か月以内）〕

(2) 個人の場合

- 事業地・屋号等の名称、所在地の変更の場合
・ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※変更用
- 代表者氏名、居住地の場合
・ 変更履歴が分かる証明書（原本1通（発行後3か月以内））

個人の代表者氏名及び居住地に変更があった場合は、変更履歴が分かる証明書（住民票等）も添付してください。

撤回届提出期限の翌日以降に事業実施計画を中止（一部又は全部中止）する場合速やかに提出してください

提出日を記入してください。

様式第9号（第18条関係）

令和●年●●月●●日

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

GビズID（印鑑証明書）と
同じ表記をお願いします。

事業主の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号
事業主の名称 株式会社東京サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金
中止承認申請書

支給申請書の日付を記入
してください。

年 月 日付で公益財団法人東京しごと財団理事長に申請した雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金について、雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進助成金支給要綱第18条第2項の規定に基づき、下記の通り事業計画の

一部
・
全部

該当する方に○をつけてください。

※支援期間中に事業実施計画を実施できず中止する場合は「全部」に丸をつけてください。
一部の対象労働者の退職等により事業実施計画の一部を中止する場合は、「一部」に丸をつけてください。
なお、支給決定後の対象労働者の交代や追加はできません。

1 中止する内容

対象者○○の支援の中止

2 中止する理由

対象者○○が●月●日付で退職し、支援事業ができなかったため。